

建設工事進行管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県が行う公共事業の適正な執行を確保するため、建設工事（用地補償等を含む）の進行管理について必要な事項を定める。

(事業の執行)

第2条 地域機関関係所長（以下「所長」という。）および事業を実施する本庁各部事業課長（以下「事業実施課長」という。）は、事業執行にあたっては常に執行計画に則った進行管理を行い、そのために適時適切な措置を講じなければならない。

- 2 本庁各部主管課長（以下「部主管課長」という。）は、その主管する部の事業執行状況を総括し、適切な進行管理を行わなければならない。
- 3 県土整備部公共事業運営課長は、事業の執行について適切な進行管理が行われるよう、必要に応じて部主管課長と協議しなければならない。

(執行計画の作成)

第3条 所長および事業実施課長（以下「所長等」という。）は、年度当初に必要な事業についての年間執行計画を作成し、毎年5月末日までに所内・課内においてとりまとめなければならない。

- 2 所長等は、適切な執行をはかるため、当初の年間執行計画を変更し、毎年10月5日までに所内・課内においてとりまとめなければならない。
- 3 所長等は、必要に応じて事業計画・予算管理を行う本庁各部事業課長（以下「事業管理課長」という。）と協議のうえ年間執行計画を作成・変更しなければならない。
- 4 第1項から第3項に規定する年間執行計画は、別紙の年間執行計画表を参考として作成しなければならない。

(進行管理の業務)

第4条 所長等は、毎月の進捗状況を翌月10日までに確認して工程及び執行状況の把握に努め、事業の発注計画及び遅延工事等の現状を把握し、適切な指示をしなければならない。

- 2 地域機関各所の事業担当室長、課長及び監督員等または事業を実施する本庁各部事業課の班長及び監督員等は、請負者または受注者から提出される毎月の工事履行状況報告書を確認し、遅延工事については、施行促進の指示あるいは原因となっている関連工事の調整及び対外関係について解決をしなければならない。
- 3 所長等は、年度内完成の見込みがないと判断した場合、直ちに工事ま

たは用地補償等について予算変更、繰越等の適切な措置を講じなければならない。

(進捗状況の報告等)

第5条 所長等は、適正な建設工事の進行管理を行うため、第3条及び第4条に規定する業務の総括作業を行わなければならない。

- 2 所長等は、部主管課長が進行管理に必要と認める情報を、部主管課長と共有しなければならない。
- 3 部主管課長は、その主管する部の事業執行状況について、必要に応じて当該部長に報告しなければならない。

(予算枠付)

第6条 事業管理課長は、予算枠付けをすみやかに行わなければならない。

また、変更があった場合は、すみやかに予算枠付けを変更しなければならない。

(発注の平準化)

第7条 所長等は、適正な工期を確保し工事発注の平準化に努めなければならない。

(繰越予算の進行管理)

第8条 所長等と事業管理課長は、繰越予算の事業執行に関して適切に進行管理を行うとともに、6月末日までに未契約である建設工事（以下「重点管理工事1」という。）及び10月末日までに未完成（用地補償は未完了）である建設工事（以下「重点管理工事2」という。）が生じた場合は、重点管理工事としてその進行管理を徹底しなければならない。

- 2 所長等は、重点管理工事1が生じた場合は7月5日までに、重点管理工事2が生じた場合は11月5日までに事業管理課長に報告しなければならない。
- 3 所長等と事業管理課長は、重点管理工事1及び重点管理工事2の執行について、対策を協議するとともに、繰越年度内に完成の見込みがないと判断した場合は、すみやかに適切な措置を講じなければならない。
- 4 重点管理工事1及び重点管理工事2に限らず、入札時又は工事施工時等において繰越年度内に完成の見込みがないと判断した場合は、所長等と事業管理課長は、すみやかに適切な措置を講じることとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を適用する部局は、当面のところ農林水産部及び県土整備部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月11日から施行する。
- 2 平成24年12月11日において、第8条における重点管理工事2に該当する建設工事がある場合、所長等は早急に事業管理課長に報告し、すみやかに適切な措置を講じなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月25日から施行する。